

的意味しか満たしていない。旧字と新字の混用などの瑕疵が多い。再版に際しては是非とも修訂を願いたい。

◆ A 5判 256頁 本体4,500円
玉川大学出版部

■ 書 評 ■

若林 敬子 [著]

『学校統廃合の社会学的研究』

広島県立大学 河野 員博

本書は、学校統廃合についての社会学的な労作である。ただし対象としているのは主として戦後日本の公立小・中学校であり、高校の統廃合は射程外となっている。また地域的な区分でいえば、いわゆる過疎地・中山間地域が主たる舞台となっており、昨今漸増しつつある都市中心部特有の過密あるいはドーナツ現象に起因する統廃合についてはあまり触れられてはいない。しかしそのような限定はあるものの、学校統廃合の歴史・理論・実態が丹念に整理されている姿は読者によく伝わってくる。

構成について述べると、総頁数が490頁とかなり大部な書であるが、実は著者がこれまでに発表してきた諸論文（一部未発表あり）のアンソロジーである。ただ今回の発刊に際して全面的な書き換えを行っている点は、著者が断っていることも付記しておく。ちなみに初出論文の時期が昭和44年であり、直近論文が平成11年であることからして、約30年間の集大成といえる。全体は3つに分かれ、第1章から5章までが理論編、第6章から11章までが学区変更を扱った実証編、第12章から16章までが学校統廃合紛争を扱っ

た実証編、そして結びおよび資料編となっている。

内容について概観しておこう。理論編の全5章では、明治初期の「学制」以来今日までわが国で学区がどのように扱われてきたかを押さえた上で、戦後の町村合併や過疎地対策など行政上の動きに引きずられる形で学校統廃合が頻発してきたことが指摘されている。ここでは各章ごとの説明は煩雑になるので、評者の責任で著者の見解をまとめて紹介しておこう。著者の学校統廃合に対する見方は、次の言葉に集約されている。すなわち、「真空ではなく社会的事実・実態としての教育は、その理念とは別に広く国家・社会の介入なくしては存在し得ないという構造的、社会学的認識が必要である」（45頁）という文言に現われているように、著者の教育観はきわめて現実的である。とりわけ学校統廃合という局面では、教育の論理だけでは到底説明ができない現実的メカニズムが働いており、もっといえば政治・行政あるいは経済の論理が先行した統廃合劇が展開された、と著者は言いたいようである。

著者によれば、戦後の学校統廃合を加

速させた第1の契機は昭和28年の「町村合併促進法」であり、第2の契機は昭和31年の「新市町村建設促進法」である。いずれも第一義的には、教育行政というよりは一般行政レベルでの法律施行である。実際これらの法律に追随する形で、文部省は昭和32年「学校統合実施の手引き」を作成し教育委員会を指導していくこととなる。さらに昭和33年、「義務教育諸学校施設費国庫負担法」および「同施行令」で統合に伴う財政支援が強化される。第3の契機は、昭和45年の「過疎地域対策緊急措置法」である。そこでは過疎地の学校統廃合に対して財政上の優遇策が施されており、それまでの町村合併とはやや異なったベクトルで学校統廃合促進作用が働いた。

およそこれらの3つの契機によって、明治期以来の「おらが村」の学校の多くは、適正規模の教育環境確保の名目のもと統廃合計画の渦に巻き込まれていったのである。時として強引な学校統廃合実施が、対象地域住民に根強い抵抗を引き起こし、全国各地で反対運動、同盟休校さらには行政訴訟が展開された。さすがにこの事態は文部省をして無理な学校統廃合を止めるべくいわゆるUターン通達(昭和48年)を出させることとなったが、逆にそれが各地の反対運動を活性化させる皮肉な結果を招いた。従って戦後日本の学校統廃合とは、政府部内での文部省の立場および地方自治体の知事部局と教育委員会との関係の中で、一般行政上の政治力学の《教育的副産物》(評者)として生じたきわめて社会構造的な現象といえる。そしてこの学校統廃合

に起因する様々な行政VS保護者(ないし住民)間のトラブルは、その多くが就学児童・生徒数の極限的減少にまで行き着くことで、統合やむなしというなし崩し的自然消滅を迎えたことが説明される。

理論編の後を承けての二つの実証編は、各章がすべて個別地方自治体での学校統廃合にからむ紛争事例の紹介である。それぞれのケースが実に詳細に調査分析されており、住民側勝訴となった著名判例「富山県・立山小学校統廃合事件」などの裁判闘争や幾多の政治闘争の様子が地域社会学あるいは政治社会学的筆致で綴られている。個々の紛争については、ここでは到底触れることはできないが、実態調査に裏づけられた迫力は十分感じさせる内容となっている。

さて最後に評者の思いを、簡単に述べてみよう。本書の真骨頂は、学校統廃合をフィールドとしつつ、制度としての教育を政治的な付置状況の中で描いて見せる視点にあるといえる。徹底して「統合政策の契機が教育の領域外であった」(44頁)ことを示そうとする姿勢は、教育の社会学的研究としては本道を行くものとして高く評価したい。ただ気になったのは、統廃合の抗争プロセスに意を注ぐ余り、その狭間にいる児童・生徒の風景があまり見えてこないことである。著者には本書以外の場で、統廃合と子どもの係わりについての業績もあるだけに、残念な気もしないではない。そしてこれは著者の責任ではないのだが、学校統廃合の歴史が常に紛争がらみであったとは限らないのであって、成功裡に成し得た

ケースも多々あると思われる。とすれば本書のタイトルは、正確には『学校統廃合紛争の社会学的研究』となるべきだと思う。もちろん出版する上でのネーミングの問題も介在するので、それはそれで結構なのであるが……。そのような思い

にかられつつも、著者の長年にわたる地道な研究成果に対しては、あらためて敬意を表したい。

◆A5判 492頁 本体8,400円
御茶の水書房

■ 書評 ■

江淵 一公 [編著]

『トランスカルチュラリズムの研究』

京都大学 江原 武一

この本のタイトルにもなっているトランスカルチュラリズムとは、最も広義には、トランスナショナリズムの進行の結果生じる生活様式の変化過程全体をさす言葉である。その外面的にわかりやすい例は、日本人の生活ではすっかり定着した和洋折衷の建築様式や和洋両用の服装や食生活などにみることができる。

しかしこの本の編著者によれば、厳密な意味では、2つ（以上）の文化が接触することによってそのいずれの要素も含みながら、しかもそのいずれでもない、いわば第3の文化の生成の可能性に言及するとき、この言葉のもつニュアンスが最もよく伝わってくるという。つまり既存の文化を「超える」(trans-)文化が出現する状態が狭義のトランスカルチュラリズムである。

たとえばアルゼンチンの下層階級の人びとの音楽だったタンゴは、ヨーロッパや日本を経由して（つまりトランスナショナルな経験を経て）広く世界に知られるようになり、グローバルな音楽とし

てその地位を確立するとともに、発祥地のアルゼンチンに環流したときには、すべての人びとに愛される国民音楽として歓迎されたが、トランスカルチュラリズムはそうした文化的過程や状態ないしは効果をあらわすときに用いられる。二国間交渉などで活躍する国際弁護士や国際会計士といった新しい専門職に従事する人びとにみられる、意識的に2国・2文化を超えた第3の文化としての行動型（行動倫理）も、典型的なトランスカルチュラリズムの事例である。

またこの言葉は、エスニック・グループのような文化保持集団を含めたコミュニティの人びとの文化の状態、つまり二文化併存や文化的折衷、文化的融合などを示す用語として用いられると同時に、移民・難民の二世や海外・帰国子女のような在留民青少年、外国人留学生などといった個人の心理的・行動的レベルにおける新しい行動型や能力、資質などに言及する用語としても用いられる。

ところで最初の定義にもあるように、